

平成30年度第2回宗像市都市計画審議会議事録

平成30年10月17日（水）10時00分

宗像市役所3階 第2委員会室

委員出欠表（■出席 □欠席）			
■日高委員	■大方委員	□萩島委員	■黒瀬委員
■永島委員	■中村委員	■植木委員	■石松委員
□小島委員	■小林委員	■國廣委員	■平田委員
■野上委員	■笠木委員		

次 第

1 開 会

2 議事録署名委員の決定

3 審 議

- 第1号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更 宗像中央公園地区（宗像市決定）について
第2号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更 田久地区（宗像市決定）について
第3号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更 土穴・須恵地区（宗像市決定）について
第4号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更 くりえいと北地区（宗像市決定）について
第5号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更 赤間駅北口周辺地区（宗像市決定）について
第6号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更 エコパーク地区（宗像市決定）について

4 その他

5 閉 会

配 布 資 料 一 覧

- | | |
|------------------|----------|
| 0 次第 | ・・・本日配布 |
| 1 議案書（1～6号議案） | ・・・事前に送付 |
| 2 参考資料（1～6号議案） | ・・・事前に送付 |
| 3 付議書の写し（1～6号議案） | ・・・本日配布 |
| 4 当日配布資料 | ・・・本日配布 |
| 5 委員名簿 | ・・・本日配布 |

平成30年度第2回宗像市都市計画審議会

○事務局

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず、今年6月に1号委員である商工会会長が交代されましたので、ご紹介します。本日配布しております「委員名簿」の5番、永島委員でございます。よろしくお願いいたします。

○永島委員

おはようございます。6月から商工会の会長をさせていただいております永島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

また8月の福岡県警察の人事異動に伴いまして、4号委員である宗像警察署長が交代されましたのでご紹介いたします。

「委員名簿」の14番、笠木委員でございます。よろしくお願いいたします。

○笠木委員

おはようございます。8月24日付けで宗像警察署に着任となりました笠木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、本日萩島委員と小島委員から欠席の連絡をいただいております、審議会の開会に先立ち現在12人の委員の出席をいただいております、2分の1以上の定足数に達しておりますことを皆様に御報告します。

《配布資料の確認》

以上、不足等ございませんでしょうか。では、日高会長よろしくお願いいたします。

○会長

あらためまして、事務局の報告のとおり定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第2回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

まず、審議会の議事録署名委員の選出です。

運営方針に基づいて決めさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局

議事録署名委員ですが運営方針に基づき、番号順にお2人ずつお願いしております。前回は4番委員の黒瀬委員と5番委員の花田元委員でしたので、本日は6番委

員の中村委員と7番委員の植木委員にお願いしたいと考えております。

また、議事録はこれまでどおり原則発言者とその内容全てを記録するものとし、ホームページ上で公開したいと考えております。

○会長

議事録署名委員と議事録については今の説明のとおりでございます。よろしいでしょうか。

—「異議なし」の声—

○会長

それでは、中村委員、植木委員に議事録の署名をお願いします。よろしくお願いします。

○事務局

ここで、都市建設部長から審議会へ本日の案件について付議いたします。本日お配りしました付議書を御覧ください。

《付議書の読み上げ》

○会長

それでは審議に入りたいと思います。本日は付議案件が6件ございます。まず第1号議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局

事前に送付しておりましたフラットファイルをお開きください。本日審議いただく6議案の資料を綴じています。議案毎に異なる色のインデックスを2枚貼っておりますが、上のインデックスは「法定図書」、下のインデックスは「参考資料」になります。

それでは、第1号議案「福岡広域都市計画地区計画の変更 宗像中央公園地区」の説明をいたします。黄色のインデックス「第1号・参考資料」の1ページを御覧ください。位置図でございます。中央に太い赤いラインで囲っておりますのが宗像中央公園地区で、面積は約8.6ヘクタール、JR赤間駅から北西へ約1.5キロメートルに位置し、老人福祉センター、河東小学校、宗像中央公園などの公共公益施設が集合する地域でございます。

次に、上のインデックス「第1号・法定図書」の2ページをお開きください。こちらが計画図でございます。地区計画区域と地区整備計画区域、地区施設について今回変更はございません。

次に5ページ「宗像中央公園地区地区計画の変更理由」を御覧ください。

本地区内に立地する「老人福祉センター」では、デイサービスセンター、グループホーム、ケアプランセンター等を設置し、河東地区を中心に市域全体にわたって高齢者をはじめ、多くの人々に様々な福祉サービスを提供してきたところです。

このたび、同施設内に介護、福祉、医療など、高齢者への総合的な生活支援の窓口となる「地域包括支援センター」を設置するため、地区計画を変更し、用途を追加します。あわせて、介護を担う人材不足を解消するため、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく養成施設の用途を追加し、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

次に、下のインデックス「参考資料」４ページの新旧対照表を御覧ください。左が「新」、右が「旧」の内容でございます。今回変更した箇所は、下線で示しています。主な変更点について御説明します。

地区整備計画の「建築物等に関する事項」として「建築物等の用途の制限」を定めております。

今回用途の追加を行う「地域包括支援センター」は、「２ 老人福祉センターその他これに類するもの」のうち、下線を引いた「その他これに類するもの」になります。この表現は建築基準法と一致させています。

また「７ 社会福祉士及び介護福祉士法第４０条第２項に規定する都道府県知事が指定した養成施設」を追加しています。

その他の変更としましては、単位をカタカナ表記にし、用途の制限の書きぶりを「宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に整合させ、さらに備考欄では、本条例に規定している既存の建築物に対する制限の緩和に関する記載を削除し、新たに「地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記の他別に条例で定めるものとする。」を加えるなど文言の整理を行っています。

なお、単位および備考欄の表記については、本日お諮りする第２号議案から第６号議案まで、すべて同様の変更を行っています。

最後になりましたが、今回の変更案について本年９月１４日から２８日までの間都市計画法第１７条に基づき公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでしたので申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

○会長

ただいま事務局から第１号議案について説明がありましたので、質疑・応答に入ります。

質問書は事前に提出されていますか。

○事務局

質問書の事前提出はございません。

○会長

それではここで御質問がありましたらお願いいたします。

○植木委員

2点程お聞きしたいと思います。1つは宗寿園です。ここの用途変更ということになるのですが、ここでは地域包括センターといった地域の福祉のセンターになるという事ですが、こういった仕事を中心になるのか、これは今までも他のところでもやられていると思うのですが、ここで新たにできるという、その内容を具体的に説明していただきたい。

もう一つは、このような地域包括ケアシステムの構築を宗像市が進めていると思うのですが、どのような状況で、今後進められようとしているのか、今後の見通しを説明していただければ、議案の内容がよく理解できると思うので、よろしくお願いいたします。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

まず概論として地域ケアシステムというのは、どういうことかという部分を簡単に説明させていただきたいと思います。

国、いわゆる厚生労働省において団塊の世代が75歳以上を迎える2025年、これを目途に、要介護状態等になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生最期まで、その地域で送ることができるシステムを構築していこうというものです。このシステムは、医療、介護、予防あるいは住まい、生活支援が包括的に担保できる体制づくりが必要であるという観点から、行政が地域と一体となり、地域の特性、主体性等に基づき進めている訳でございます。

中心的な仕事の内容という御質問ですが、例として地域の方の高齢者へのいろいろな相談、総合相談窓口の場づくりでございます。このシステムを構築するためには医療と介護等の連携も当然必要になってきます。

そういう意味において、各地域包括支援センターの中におきましても、特に社会的問題になっております認知症問題、こういったものをクリアしていくために認知症初期集中支援チームを配置し、チームアプローチとしてそこには専門職が居たり、あるいは担当ドクターが居たりとかいうことで地域の支援体制づくりを構築しているところです。また地域においては全体の生活の支援ということで生活支援コーディネーターを各地域に配しながら、地域の実情にマッチングしたきめ細かいサービスを情報共有し、支援しているという状況でございます。

今後の進め方と見通しですが、現在地域ケアシステムの拠点施設としての地域包括支援センターの設置を進めている状況です。介護保険の事業計画、今第7期ですけども、日常生活圏域というものを設定しています。

宗像市では地理的条件、人口、社会資源の整備状況等を総合的に勘案し、中学校圏域をもとに6圏域を設定しております。

現在稼働している地域包括支援センターが3圏域。もう2圏域については来年の1月1日に開設を予定しております。

最後の1圏域については来年の3月20日開設を目途に進捗しており、今年度内に6圏域すべて設置を完了する見込みでございます。簡単ですけれども経過説明にかえます。

○会長

よろしいですか。はい、お願いいたします。

○植木委員

地域包括ケアシステムの内容は分かりましたが、先ほど説明の中、新旧の違いの中で、1と7の用途を追加すると説明があったのですが、7の社会福祉士及び介護福祉士法に基づく養成施設というのがあるのですが、既にオープンしたところ、あるいは今後オープンするところは全てこういった施設があるのか、あるいは文言として残して全施設に養成施設をつくるのか。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

今回変更するのはいわゆる福祉サービスを提供する人材を養成するための養成施設ということで位置づけるものであり、各包括支援センターに養成施設を置くという訳ではありません。

地域包括支援センターには三職種と呼ばれる方がおりまして、ここには社会福祉士であったりとか保健師であったりとか、主任介護支援専門員等であったりとか、そういう一定の職種の資格を持った人材を配置するということが前提になっております。

介護を担う人材の養成の場ということであり、各包括支援センターそれぞれに養成施設を設置するという訳ではございません。

以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。他に御質問ございませんでしょうか。はい。お願いいたします。

○野上委員

図面の中で、上に老人福祉センターというのがあってその下に公園施設と思われるものがあって、学校があって下に給食共同調理場がありますけれども、これが計画図ということで老人福祉センターというものがすでに出来ているのでしょうか。新たに養成施設を位置づけるということは、この施設の中にそういったものの用途を追加するという理解でよろしいでしょうか。

それから、学校給食共同調理場はどちらの用途で読み取ればよろしいか、教えて

いただきたい。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

まず、計画図の左上に示している老人福祉センターは既に設置しておりまして、養成施設はこちらの建物の一部となります。また、学校給食共同調理場に関しましては、市内全ての学校給食が自校式に移行しているため、既にその用途を廃止しています。現在は学校で使用する運動用具等を中心に収納しておりますので、こちらにつきましては、学校に附属するものという捉え方をしております。

○会長

よろしいでしょうか。

○野上委員

計画図では宗像市学校共同調理場と書いてありますが、ここは変更するということですか。

○事務局

計画図は本市の地形図を使用して作成しておりまして、数年に一度見直し作業を行っているため昔の表記が残っております。こちらにつきましては次回の見直しに合わせて今後修正したいと考えています。

○会長

よろしいでしょうか。他に御質問があればお願いします。

○平田委員

確認でございます。こちらの施設に地域包括支援センターと養成施設の2つの機能が追加されると理解させてもらってよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○平田委員

ありがとうございました。

○会長

他に御質問はございませんか。それでは、質問が出尽くしたようですので審議に入りたいと思います。第1号議案に対して意見がある方はいらっしゃいますか。特にないようですので採決をとりたいと思います。第1号議案「福岡広域都市計画地区計画の変更 宗像中央公園地区」について、反対の方は挙手をお願いします。

—「異議なし」の声—

反対なしですので第1号議案は可決されました。

○会長

続きまして、第2号議案から第5号議案について、これらの議案は変更理由が共

通していますので、一括して内容説明を行います。

なお、審議については個別に行います。説明をお願いします。

○事務局

第2号議案から第5号議案につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」通称・風営法の改正に伴う適用条項のズレ等を是正するため、地区計画の変更を行うものでございますので、一括して説明いたします。

まず、風営法改正の概要につきまして、議案に関連する部分を御説明いたします。当日配布資料P1を御覧ください。風営法第2条第1項各号の統合や削除により、風営法第2条第1項第8号までの規定であったものを、第2条第1項第5号までの規定に変更されております。そのため、今回の第2号議案から第5号議案においては、改正前は風営法第2条第1項第5号から第7号として規制していたものを、改正後は第2条第1項第2号から第4号として規制するなど、適用条項のズレを是正するため、地区計画の変更を行うものです。

なお、それぞれの地区計画の区域、地区整備計画の区域及び建築物等の用途などの具体的な制限内容に変更はありません。

それでは、第2号議案について説明いたします。お手元資料「第2号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更」青色のインデックスの2つめ、参考資料のP1を御覧ください。お諮りしますのは、中央部に示しております、「田久地区 地区計画」の変更でございます。本地区は、JR赤間駅の南西約400メートルの釣川の左岸に位置し、「ゆめタウン」「はるおかスイミング」「葬儀場」などが立地している地区です。

次に、参考資料のP2を御覧ください。こちらは地区計画区域及び地区整備計画区域でございますが、変更はございません。

続きまして、参考資料のP3とP4は地区整備計画などの新旧対照表でございます。P4を御覧ください。右側ページが旧、左側ページが新となります。

まず、右側、旧のページ、中程横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業地区」⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号、第6号及び第7号に規定する業務の用に供する建築物、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業地区」⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する業務の用に供する建築物、と変更しております。

同じく、右側、旧のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業・業務地区」④法律第2条第1項第5号、第6号及び第7号に規定する業務の用に供する建築物、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業・業務地区」④法律第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する業務の用に供する建築物、と変更しております。

次に、第3号議案について説明いたします。お手元資料「第3号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更」ピンク色のインデックスの2つめ、参考資料のP1を御覧ください。お諮りしますのは、中央部に示しております、「土穴・須恵地区 地区計画」の変更でございます。本地区は、JR赤間駅から西へ約0.7キロメートル、北西に約1キロメートルに位置し、東を都市計画道路土穴・須恵線、西を2級河川山田川、に挟まれた区域で、「サンリブくりえいと宗像」などの商業地と戸建て住宅などが立地している地区です。

次に、参考資料のP2を御覧ください。こちらは地区計画区域及び地区整備計画区域でございますが、変更はございません。

続きまして、参考資料のP3からP5は地区整備計画などの新旧対照表でございます。P5を御覧ください。右側ページが旧、左側ページが新となります。

まず、右側、旧のページ、中程横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「生活関連地区」②法律第2条第1項第5号、第6号及び第7号に規定する業務の用に供する建築物、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「生活関連地区」②法律第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する業務の用に供する建築物、と変更しております。

同じく、右側、旧のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業地区」⑤法律第2条第1項第5号、第6号及び第7号に規定する業務の用に供する建築物、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業地区」⑤法律第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する業務の用に供する建築物、と変更しております。

同じく、右側、旧のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業・業務地区」④法律第2条第1項第5号、第6号及び第7号に規定する業務の用に供する建築物、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「商業・業務地区」④法律第2条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する業務の用に供する建築物、と変更しております。

次に、第4号議案について説明いたします。お手元資料「第4号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更」紫色のインデックスの2つめ、参考資料のP1を御覧ください。お諮りしますのは、中央部に示しております、「くりえいと北地区 地区計画」の変更でございます。

本地区は、JR赤間駅の北約1.2キロメートルに位置し、南側を通過する都市計画道路石丸河東線に隣接する区域で、「リフレくりえいと宗像」「ドラッグコスモス」などの商業地と戸建て住宅などが立地している地区です。

次に、参考資料のP2を御覧ください。こちらは地区計画区域及び地区整備計画区域でございますが、変更はございません。

続きまして、参考資料のP3からP4は地区整備計画などの新旧対照表でござい

ます。P 4を御覧ください。右側ページが旧、左側ページが新となります。

まず、右側、旧のページ、中程横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「沿道ゾーン1と2」6法律第2条第1項第5号及び第6号に規定する業務の用に供する建築物、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の縦の欄「沿道ゾーン1と2」6法律第2条第1項第2号及び第3号に規定する業務の用に供する建築物、と変更しております。

最後に第5号議案について説明いたします。お手元資料「第5号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更」茶色のインデックスの2つめ、参考資料のP 1を御覧ください。お諮りしますのは、中央部に示しております、「赤間駅北口地区 地区計画」の変更でございます。本地区は、J R赤間駅北口に位置し、土地区画整理事業が行われた区域です。

次に、参考資料のP 2を御覧ください。こちらは地区計画区域及び地区整備計画区域でございますが、変更はございません。

続きまして、参考資料のP 3からP 5は地区整備計画などの新旧対照表でございます。P 4を御覧ください。右側ページが旧、左側ページが新となります。

まず、右側、旧のページ、中程横の欄「建築物等の用途の制限」の4法律第2条第1項第5号及び第6号並びに第5項に規定する業務の用に供する建築物、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の4法律第2条第1項第2号及び第3号並びに第5項に規定する業務の用に供する建築物、と変更しております。

最後になりましたが、今回の変更案について本年9月14日から28日までの間、都市計画法第17条に基づき、公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでしたので申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の程よろしく申し上げます。

○会長

ただいま事務局から第2号議案から第5号議案について説明がありました。まず、第2号議案について質疑応答に入ります。

質問書は事前に提出されていますか。

○事務局

質問書の事前提出はございません。

○会長

それでは、ここで質問がありましたらお願いします。

○植木委員

2号議案から第5号議案までは内容が共通しているところがあると思いますので2号から5号にまたがる質問でもいいですか。

○会長

はい。

○植木委員

以前、スナックの経営者から相談を受けたことがあります。風俗営業法の改正についてということで2016年6月から改定となっているのですが、今の説明では分かりにくいです。2号3号についてはどういうものなのかということと、この2号3号の制約を受けない業務はどのようなものがあるのか。分かりやすく説明していただきたいと思います。ここが今度を中心になっているみたいです。よろしくお願いします。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

まず第2号でございますが、今回の改正で一般的に低照度飲食店という分類になっております。こちらにつきましては照度が10ルクス以下の飲食店については建築が制限されます。なお、照度につきましては、国家公安委員会規則で定めるところにより測定した数値となります。次に、3号につきましては、当日配布資料にも書いておりますけれども、一般的にいうところの区画飲食店で、他から見通すことができない状態の5平方メートル以下の狭いブースのような形の客席を持った飲食店ということでございます。先ほど植木委員もおっしゃられましたように風営法の用途の解釈というのは非常に難しいところがございます。

また現行では風営法の施行等に関する通達や運用基準が警察庁から出されておりました、細かくはそちらで個別に判断なされるものと理解しております。なお、2項1号から5号につきましては営業許可を要する案件となっております。以上でございます。

○会長

お願いします。

○植木委員

私もそのような質問がスナックの経営者からでたときに風営法を調べてみたのですが、簡単に言えば、まず第2号というのはアベック喫茶の制限を行うもので、狭いところで、周りからわからないような内容で営業するというのがイメージとしては湧き易い。

第3号というものが、深夜0時から朝6時までの間に遊興を主に提供することが規制されているという内容だと思います。

そういったことが今日、提案されたところでは出来ないということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

先ほどの御質問に補足します。逆にどういったものができるのかどうかというところがあったかと思います。

今回地区計画で制限していないものとしたしましては、第1号の俗にいうキャバレーでありますとか、カフェとか、いわゆるキャバクラとかスナックなどは、第1号として、制限の対象外となっております。

また、第5号でございます。こちらはスロットマシン、テレビゲーム、その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそる恐れのある遊戯に用いることができるもの、いわゆるゲームセンターなどでございます。

こちらは第5号として、規制の対象からは外れているという状況でございます。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。他に何か御質問ありますでしょうか。はい。お願いします。

○野上委員

たいした話ではないのですが、表記だけの問題でございます。県道宗像若宮線と書いているところが第2号議案にあるのですが、宗像と若宮の間に点があるのででしょうか。

また、都市計画道路の土穴須恵線、議案第4号のところはそのまま点もないのですが、他のどこかの号で、間に点を入れている場合もあり、ばらばらになっているのではないかと思いますので、正しい表記にされたほうがよいのではないのでしょうか。

新旧対照表の中でもそういう表現があります。例えば第4号の参考資料の4ページの、壁面の位置の制限とか、そういったところで、都市計画道路土穴須恵線と書いてあり、点がないのですが、他のどこかの号のところで点があるのを見ました。あくまでも図面ではなく、こういったところも正式な表現でしたら正しい形にすべきではないかと思います。

○事務局

今のお尋ねにつきましては、こちらの誤植でございますので、修正させていただきます。

○会長

よろしいでしょうか。他に御質問はございませんでしょうか。

○植木委員

メートルを、ローマ字からカタカナに変えるとか、漢字をひらがなに変えるとか、私どもから見れば、どうでもいいような表現が変わっていますが、これは県も含めて、そういう指導がなされてこのような表現になったということでしょうか。

○事務局

単位でありますとか送り仮名につきましては表記の統一ということでやらせてい

ただいております。

○会長

他に御質問はございますか。

それでは審議に入りたいと思いますが、第2号議案について御意見がございませんでしょうか。ないようですので、採決を取ります。

第2号議案「福岡広域都市計画地区計画の変更 田久地区」について反対の方は挙手をお願いします。

—「異議なし」の声—

反対なしですので、第2号議案は可決されました。

続きまして、第3号議案について、質疑応答に入ります。第3号議案について、質問書は事前に提出されていますでしょうか。

○事務局

質問書の事前提出はございません。

○会長

それでは、今ここで御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。それでは質問はないようですので、審議に入りたいと思います。第3号議案について御意見がございますか。よろしいですか。御意見もないようですので、採決をとります。第3号議案「福岡広域都市計画地区計画の変更 土穴・須恵地区」について反対の方は挙手をお願いします。

—「異議なし」の声—

反対なしですので、第3号議案は可決されました。

続きまして第4号議案について質疑応答に入ります。4号議案について質問書は事前に提出されていますか。

○事務局

質問書の事前提出はございません。

○会長

それではここで4号議案について御質問がございましたらお願いいたします。

○黒瀬委員

参考資料の4ページの新旧対照表でございます。

確認ですが、用途以外に、建築物の敷地面積の最低限度のところにある、いわゆる既存不適格に該当するようなものを解説した記述がなくなっていますが、これは区画整理が完了し、必要なくなったので、記載を削除するということによろしいでしょうか。

○事務局

こちらにつきましては第1号議案から6号議案まで同様でございますけれども、建築物の用途の制限に関連する文言の統一でございまして、備考の1番下段に、地

区整備計画で定める制限の取扱いは上記の他、別に条例で定めるものとする。という文言において、包括させていただいたということでございます。

○会長

他に質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは審議に入りたいと思います。第4号議案について御意見がございますか。

意見はないようですので、採決をとりたいと思います。

第4号議案、「福岡広域都市計画地区計画の変更　くりえいと北地区」について反対の方は挙手をお願いします。

—「異議なし」の声—

反対なしですので、第4号議案は可決されました。

続きまして、第5号議案について質疑を行います。質問書は事前に提出されていますか。

○事務局

質問書の事前提出はございません。

○会長

今ここで第5号議案について御質問がございましたらお願いいたします。

○野上委員

派出所という言い方と巡査派出所というものは何か違うのでしょうか。

○笠木委員

現在派出所と巡査派出所という表記は扱っておりません。全て派出所は交番という表記に変わりまして駐在所は駐在所のままでございます。

○会長

事務局今のことを説明してもらえますか。

○事務局

こちらの表記につきましては、建築基準法に基づく表記ということにさせていただいております。

○野上委員

どこかで派出所と巡査派出所という表記を見たのですが。どこか覚えていないのですが。

○事務局

確認させていただいて、後日文書で報告という形でよろしいでしょうか。

○会長

よろしいでしょうか。第5議案の御質問はございますか。

それでは、質問もないようですので、審議に入りたいと思いますが、5号議案について御意見はございますか。

○植木委員

2号議案から5議案まで、関連する意見なのですが、営業の自由というのは一般的にはあるのですが、風俗営業法の改正によって、2号3号の厳しさが出てきました。

それで、今後、この地区計画の中で、そういった営業をしようとする人たちとの間で混乱が起きないように十分に、説明は行ってもらいたいということで、賛成したいと思います。

○会長

そのような点も十分配慮していただいて、まちづくりを進めてください。

○事務局

はい。貴重な御意見として十分配慮させていただきたいと思います。

○会長

他に御意見はございますか。

それでは採決をとります。

第5号議案。「福岡広域都市計画地区計画の変更 赤間駅北口周辺地区」について反対の方は挙手をお願いいたします。

—「異議なし」の声—

反対なしですので、第5号議案は可決されました。

続きまして、第6号議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案につきましては、「建築基準法」の改正に伴う適用条項のズレ等を是正するため、地区計画の変更を行うものでございます。

まず、建築基準法改正の概要につきまして、議案に関連する部分を説明いたします。建築基準法第48条において、用途地域毎に建築物の用途が制限されていますが、この用途地域は、都市計画法第8条第1項に定められる地域地区の一つです。

当日配布資料P2の左側を御覧ください。

まず、今回の改正において、都市計画法第8条第1項に、新たに、「田園住居地域」が追加されました。

そのため、建築基準法第48条などに関係する別表第2用途地域等内の建築物の制限に、「田園住居地域内に建築することができる建築物」が(ち)欄として、追加されることとなりました。

改正前は(ち)欄であった「近隣商業地域」は改正後に(り)欄となり、以下の欄はそれぞれ変更されることとなり、適用条項のズレを是正するため、地区計画の変更を行うものです。

なお、地区計画の区域、地区整備計画の区域及び建築物等の用途等の具体的な制限内容に変更はありません。

それでは第6号議案について説明いたします。

お手元資料「第6号議案 福岡広域都市計画地区計画の変更」緑色のインデックスの2つめ、参考資料のP1を御覧ください。

お諮りしますのは、中央部に示しております、「エコパーク地区 地区計画」の変更でございます。

本地区は宗像市の北西部に位置する市街化調整区域内の地区で面積は約32.4ヘクタールとなっています。地区の周辺には農用地区域や地域森林計画対象林が広がっており、地区内には、宗像清掃工場などが立地し、工場や流通業務施設を誘導するための造成がすでに完了しています。

次に、参考資料のP2を御覧ください。こちらは地区計画区域及び地区整備計画区域でございますが、変更はございません。

続きまして、参考資料のP3からP4は地区整備計画などの新旧対照表でございます。

P4を御覧ください。右側ページが旧、左側ページが新となります。

まず、右側、旧のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の1建築基準法別表第2（る）項各号に掲げるもの、となっておりますところを、左側、新のページ、横の欄「建築物等の用途の制限」の1建築基準法別表第2（を）項各号に掲げるもの、と変更しております。

最後になりましたが、今回の変更案について本年9月14日から28日までの間、都市計画法第17条に基づき、公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでしたので申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の程、よろしくお願いします。

○会長

ただ今、事務局から第6号議案について説明がありましたので質疑応答に入ります。事前に質問書は提出されてますでしょうか。

○事務局

質問書の事前提出はございません。

○会長

それでは、御質問がありましたらお願いいたします。

○植木委員

質問することによって、私も含めて皆様と理解を深めたいと思って質問したいと思います。よろしくお願いします。

新たに「田園住居地域」というのが出てきたのですが、これを今後市街化区域で拡大をしていく計画や見通しはあるのでしょうか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

まず、都市計画法に基づく「田園住居地域」というものについて簡単に説明いたします。

こちらの用途地域につきましては住宅需要の鎮静化や、住民の都市農業に対する認識の変化などを背景に住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域をあるべき都市像として位置づけ、開発や建築の制限を通じてその実現を図る、というようなことが謳われております。

例えば、都市部などで戸建て住宅が広がる郊外に、一定の量の農地が存在し農と住が一体となった環境を将来にわたって守っていこうという気運が醸成されている地域などを指定することが想定されております。

一般的に言いますと都市部、特に大都市を御想像いただければと思います。

ただし、本市の場合は、市の中央を釣川が貫流し、農地の後背となる、丘陵地を中心に住宅開発を行ってきたため、市街地が分散して立地しており、そのすぐそばに田園などの緑が広がった都市構造となっております。このことから、市街化区域内の農地を都市計画法の規制等を用いて積極的に保全する「田園住居地域」の指定については現在のところ考えていない状況でございます。

○会長

よろしいですか。

○植木委員

確認ですが、田園都市とか言ったらよく、農地や住宅がうまく調和した都市づくりだと言われているのですが、団地の中に農地を持った人とか、そういった人たちがこの規制は受けないということですね。今から先、高齢化になって農地は手放したいが、規制がかかると農地はそのままという形になる恐れがあるので宗像の場合、今の説明では釣川を中心として緑の地域があるので、制限はしないということで、理解してよろしいでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。

○会長

他に御質問はございますか。

それでは審議に入りたいと思います。

第6号議案について御意見はございますか。

御意見はないようですので採決を行います。

第6号議案、「福岡広域都市計画地区計画の変更 エコパーク地区」について反対の方は挙手をお願いします。

—「異議なし」の声—

反対なしですので、第6号議案は可決されました。

これで本日の議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございました。

それでは次に、次第のその他ですが、事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局

本日お諮りした資料について、図面と計画書の中で道路名称の midpoint や派出所という名称の誤りがございました。

この対応につきましては、本来ならばこの審議会の中で決する必要があると思いますが、すぐに回答できない部分もございますので、会長に預かっていただきまして、私どもから会長に、訂正案を示して承認をいただいた後に、皆様に文書で御報告する形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

○会長

このような提案が事務局からありましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—「異議なし」の声—

では全ての議題が終了いたしましたので、閉会したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。